

のを遺して可汗に書を送り、中に「中外將相、咸請誅剪、朕情深屈己、未忍幸災、可汗宜速擇良圖、無貽後悔」と曰ひ、又李德裕に命じて回鶻の宰相額于迦斯を諭し、回鶻をして來歸せしめんとせり、唐が此の時尙かゝる方針を執りしは、當時太和公主は尙回鶻中にして在りしかば、之が安危を深く念としたるに由るもの多かりしが如く、舊唐書石雄傳に「劉汎謂雄曰、黠虜離散、不足驅除、國家以公主之故、不欲急攻」と曰へり。

〔一一〇〕 兩唐書本紀及回鶻傳・張仲武傳等。

〔一一〇〕 茲に昨と曰ふは昨年即ち二年を指せるものなるが、然も其の二年と曰ふは、只汎が大同軍に至りし時ののみにかかるものにして、遺石雄以下の文には全く關する所なきは勿論なり。

〔一一一〕 讀史方輿紀要に據れば馬邑縣は朔州即ち今の朔縣の東北四十里に當る。

〔一一二〕 史學雜誌第三十編第二號一六〇頁。

〔一一三〕 此の制は會昌一品集にも見え Chavannes, Pelliot 兩氏は之を其の *Un traité manichéen*, p. 262 に載せたり、こゝに比較の用に供したる一品集は兩氏の抄出したるものによれり。

〔一一四〕 一品集によりて補ふ。

〔一一五〕 京外宅なる語は Ch. P. 兩氏によれば長安の摩尼教徒にて摩尼寺の外に住みたるもの之を曰ぐるならんかといふ。

〔一一六〕 功德使、修功德使等の官に就きては Ch. P. 兩氏が上掲の書二五八頁註一に記せる所に譲る、唐書卷四十八百官志三、通鑑會昌二年五月註記にも兩氏の説を補ふに足るべき記事あり。

〔一一七〕 一品集には「各差精幹事官」とせり。

〔一一八〕 一品集には此の一句を「不得容諸色職掌人及坊市富人、輒有影占」とせり。

〔一一九〕 唐會要卷十九、佛祖統記卷四十一及び卷五十四。

〔一一〇〕 通典卷四十、回鶻に摩尼教の傳はるに至りしは Kara Balgassun の回鶻碑文によれば、牟羽可汗が唐を援けて、